

はじめに

しょうがい ひと ひと だれ ささ あ
障害のある人もない人も、誰もがともに支え合い、
す な ち いき あんしん く
住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために

しょうがい ひと しゃかい かつどう さまざま せいかつ
障害のある人が、社会で活動するとき、様々な「生活のしづらさ」を
かん せい せい せい せい
感じています。これまで、その「生活のしづらさ」は、目が見えない、
ある ひと こじん しんたい せいしん しょうがい きのうしょうがい
歩けないなど、その人個人の身体や精神などの障害（機能障害※1）だけ
げんいん かんが
が原因だと考えられてきました。

しかし、実際には機能障害のことを考えずに作られた社会のしくみ
じぶつ せいど かんこう へんけん しゃかいてきしょうへき
（事物、制度、慣行、偏見など）が「社会的障壁※2」となって、「生活の
しづらさ」に拍車をかけています。

さまざまな「社会的障壁」を取り除くことで、多くの人が、その人の持つ
のうりよく い ちから はつき しゃかいせいいかつ にちじょうせいいかつ おく
能力や生きる力を発揮して社会生活や日常生活を送ることができます。



くに しょうがい お へだ たが そんちょう
国では、障害があってもなくても、分け隔てされず、お互いを尊重し
て暮らしていける社会（共生社会）の実現を目指し、障害
く しゃかい きょうせいしゃかい じつげん めざ しょうがい
者差別解消法を制定して、障害を理由とする差別をなくして
しゃざべつかいしょうほう せいてい しょうがい りゆう さべつ
いく取り組みを進めています。

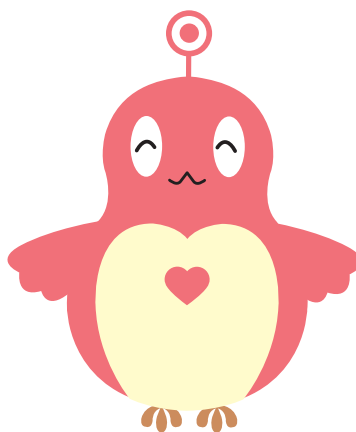


仙台市が平成26年8月におこなった事例募集からは、市内でも、多くの人が社会的障壁による生活のしづらさに直面していることがわかりました。一方で、「配慮があって助かった事例」も寄せられており、これらの事例は、地域で安心して暮らせるまちづくりのヒントになります。

障害の有無にかかわらず、地域で安心して暮らせる「ともに支えあうまち」の実現のためには、仙台市でも障害を理由とする差別をなくしていく取り組みをすすめていくことが大切だと考え、独自の条例づくりに取り組みました。

この事例集は、『障害を理由とする差別とはなにか？』について、事例等を通じて、わかりやすく説明すること、また、障害や障害のある人に必要な配慮について紹介し、正しい理解をすすめていくことを目的に作成しています。

市民の皆さんが障害や障害のある人への理解を深めることが、「ともに支えあうまち」づくりをすすめる第一歩になると考えます。



仙台市障害理解促進キャラクター
「ココロン」

※1、※2の用語の説明……P.31 参照

